

老人保健施設「優」 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程の概要

1 目的

要介護状態（要支援状態）にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定通所（介護予防通所）リハビリテーションを提供することを目的とします。

2 運営方針

- ・ 従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- ・ 利用者の要介護状態（要支援状態）の軽減、若しくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
- ・ 実施にあたっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業所の勤務体制

（１）主な職種の勤務体制

管理者	1 名
医師	1 名（常勤兼務）以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1 名（常勤兼務および非常勤兼務）以上
管理栄養士	1 名（常勤兼務）以上
看護職員	1 名（非常勤）以上
介護職員	5 名（常勤もしくは非常勤）以上
事務職員	1 名以上

サービス提供時間を通じて、専従する従業者（理学療法士、看護職員もしくは介護職員）を利用者の数を 10 で除した数以上配置する。

4 営業休業日

（休業日） 毎週日曜日・12 月 31 日～1 月 3 日（※1 月 3 日が土曜日の場合は営業します。）

（営業時間） 8：30～17：30

5 サービスの内容及び利用料金

（１）サービスの内容

- ・ 通所（介護予防通所）リハビリテーション計画に基づく居宅と施設間の送迎、日常生活介助、食事の提供及び介助、入浴介助。
- ・ 通所（介護予防通所）リハビリテーション計画に基づき、目的に応じた訓練等を行います。
- ・ 所要時間による区分での取り扱い。（別紙資料参照）
- ・ 利用料（別紙資料参照）

（２）サービス利用料金

別紙資料に記載しています。ご参照ください。

6 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

[お客様相談窓口]

電話番号 088-842-7770

FAX番号 088-842-7771

相談員 北村 由希

対応時間 午前8:30～午後5:30

(2) 公的機関においても、相談・苦情の申し立てができます。

別途「苦情処理に係る措置の概要」に詳細を掲示しています。

7 運営に関する重要事項

・従業員の業務体制について

従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備しています。

・事故発生時の対応について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる事とします。

・身体拘束について

サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

・虐待防止措置について

利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待防止のための措置を講じます。

虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに市町村へ報告します。

・ハラスメント対策について

ハラスメントの未然防止対策等の取組や相談窓口の設置、適切に対応する為に必要な体制を整備しています。

・褥瘡の予防及び対策について

褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともにその発生を防止するための体制を整備しています。

・感染症及び食中毒の予防と対策について

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置を基準省令に則り講じます。

・秘密保守について

従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た秘密を保守し、又従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保守します。

・非常災害対策について

消防法に規定する災害に対処する計画に基づき、非常災害対策を行います。

8 事業所の概要

【名称・法人種別】 医療法人 互光会 老人保健施設 優

【代表者 氏名】 高橋 晃

【所在地】 高知市長浜小日出1681-1

※ 第三者評価の実施 : 無し